

ロシア連邦

連邦法

ロシア連邦行政違法行為法典第15.25条の改正について

国家院（下院）採択

2022年 7 月 5 日

連邦院（上院）承認

2022年 7 月 8 日

第 1 条

ロシア連邦行政違法行為法典（ロシア連邦法令集、2002、No. 1、掲載番号 1；2004、No. 34、掲載番号 3533；2007、No. 26、掲載番号3089；2010、No. 30、掲載番号4005；2011、No. 30、掲載番号4584；No. 47、掲載番号6601、6602；No. 50、掲載番号7351；2012、No. 31、掲載番号4329；No. 47、掲載番号6405；2013、No. 26、掲載番号3207；No. 48、掲載番号6163；2015、No. 13、掲載番号1804；No. 27、掲載番号3972；No. 48、掲載番号6716；2016、No. 7、掲載番号918；No. 26、掲載番号3881；2017、No. 47、掲載番号6851；2018、No. 15、掲載番号2035；No. 31、掲載番号4827；2020、No. 14、掲載番号2002；No. 30、掲載番号4744；2021、No. 24、掲載番号4218）第15.25条に以下の変更を加える：

1）第 1 項第 2 段落を以下の文言に言変更する：

「市民および法人格を持たずに企業活動を行う者、ならびに法人に対しては、適法でない通貨オペレーションの金額または銀行口座を開設することなく外国の支払いサービスプロバイダーから提供された電子的支払い手段を用いて送金された金銭の額の20%以上40%未満；公務員に対しては、適法でない通貨オペレーションの金額または銀行口座を開設することなく外国の支払いサービスプロバイダーから提供された電子的支払い手段を用いて送金された金銭の額の20%以上40%未満、ただし30万ルーブルを上限とする過料を科す。」；

2）第 4 項において：

a) 第 1 段落の「本条第 4 項の 2 に定める場合を除き」という文言を削除する；

b) 第 2 段落を以下の文言に変更する：

「以下の過料を警告するまたは科す。すなわち、市民および法人格を持たずに企業活動を行う者、ならびに法人に対しては、非居住者との間において、その債務の額がロシア連邦通貨建てで定められており、かつロシア連邦通貨建てによる支払いがその条件によって規定されている対外貿易契約、ただし、ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード4401 - 4403 99 000 9 および 4407に該当する商品を居住者が非居住者に引き渡すことを定める対外貿易契約をのぞくものを締結している場合には、公認銀行にある口座に所定の期限に違反して入金された金銭の額に対する、入金期限遅延 1 日当たりロシア連邦中央銀行政策金利の150分の 1、および（もしくは）所定の期限内に公認銀行にある銀行口座に入金されなかった金銭の額の 3 %以上 5 %未満、ならびに（または）非居住者との間において、ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード4401 - 4403 99 000 9 および 4407に該当する商品を居住者が非居住者に引き渡すことを定めている対外貿易契約であって、その債務額がロシア連邦通貨建てで定められ、かつロシア連邦通貨建てによる支払いがその条件によ

って規定されているものを締結している場合には、所定の期限内に公認銀行にある銀行口座に入金されなかった金銭の額の3%以上10%未満、ならびに（または）非居住者との間において、外国通貨建てによる支払いを定めている対外貿易契約を締結している場合には、所定の期限内に公認銀行にある銀行口座に入金されなかった金銭の額の5%以上30%未満、ならびに（または）非居住者との間において借入契約を締結している場合には、所定の期限内に公認銀行にある銀行口座に入金されなかった金銭の額の5%以上30%未満；公務員に対しては、非居住者との間に対外貿易契約を締結している場合には、公認銀行にある口座に所定の期限に違反して入金された金銭の額に対する、入金期限遅延1日当たりロシア連邦中央銀行政策金利の150分の1、および（もしくは）所定の期限内に公認銀行にある銀行口座に入金されなかった金銭の額の3%以上5%未満、ならびに（または）非居住者との間に借入契約を締結している場合には、所定の期限内に公認銀行にある銀行口座に入金されなかった金銭の額の5%以上30%未満、ただし、3万ルーブルを上限とする。」；

3) 第4項の1第1段落において、「、通貨に関するロシア連邦の法によって取引証明書の作成が定められているところの」という文言を削除する；

4) 第4項の2を失効したものと認める；

5) 第4項の3において：

a) 第1段落の、「、職業的対外経済活動参加者一覧に掲載されているものを含む、」という文言を削除し、「第4項、第4項の1および第4項の2」という文言を「第4項および第4項の1」という文言に差し替える；

b) 第2段落の、「2万ルーブル以上3万ルーブル未満」という文言を「居住者が非居住者から受け取るべき金銭額の3%以上5%未満、ただし3万ルーブルを上限とする」と言う文言に差し替える；

6) 第5項第2段落の、「2万ルーブル以上3万ルーブル未満」という文言を「公認銀行にある口座に所定の期限に違反して入金された金銭の額に対する、入金期限遅延1日当たりロシア連邦中央銀行政策金利の150分の1、および（または）その債務の額がロシア連邦通貨建てで定められ、かつロシア連邦通貨建てによる支払いがその条件によって規定されている対外貿易契約の条件にもとづいて非居住者に支払われ、所定の期限までにロシア連邦に返還されなかったロシア連邦通貨建ての金銭の金額の3%以上10%未満、および（または）対外貿易契約の条件にもとづいて非居住者に支払われ、所定の期限までにロシア連邦に返還されなかった外国通貨建ての金銭での金額の5%以上30%未満、ただし3万ルーブルを上限とする」という文言に差し替える。

7) 第5項の2第1段落において、「4の2」という文言を削除する；

8) 第5項の3を失効したものと認める；

9) 備考7において、「それにかかわる決済が行われた対外貿易契約に関する」という文言を削除する；

10) 備考9の、「第4項～第4項の3、第5項、第5項の2および第5項の3」という文言を「第4項、第4項の1、第4項の3、第5項および第5項の2」という文言に差し替える；

11) 以下を内容とする備考10を追加する：

「10. 本条第1項、第4項、第4項の1、第4項の3および第5項が定める行政責任は、通貨に関する法の該当する要求事項の不履行が、ロシア連邦に対して非友好的な行動を実行する外国国家（地域）、国家の連合および（もしくは）同盟、ならびに（または）外国国家または国家の連合および（もしくは）同盟の国家（国家間）機関の側からロシア連邦の市民またはロシア法人に対して制限的な措置が適用されたことに起因するものである場合には、これを居住者に対して適用しない。」。

第2条

1. 本連邦法は、第1条第11項を除き、それが公布された日から10日が経過した時点で発効する。

2. 本連邦法第1条第11項は本連邦法が公布された日を以て発効する。

3. ロシア連邦行政違法行為法典第15.25条備考10の規定は、2022年2月23日から2022年12月31日までの期間に発生した法律関係に対して適用される。

4. ロシア連邦行政違法行為法典第15.25条第1項、第4項、第4項の1、第4項の3および第5項が定める行政的違法行為に関する、行政的違法行為事件を審議する権限を有する裁判官、機関および公務員による審理の過程にある事件は、通貨に関する法の要求事項であって、ロシア連邦行政違法行為法典第15.25条第1項、第4項、第4項の1、第4項の3および第5項がその不履行に対する行政法上の責任を定めているものが、2022年2月23日以降の期間においては履行されておらず、かつ通貨に関する法における当該の要求事項の不履行が、ロシア連邦に対して非友好的な行為をなす外国国家（地域）、国家の連合および（もしくは）同盟、ならびに（または）外国国家または国家の連合および（もしくは）同盟の国家（国家間）機関によりロシア連邦の市民またはロシア法人に対して制限的な措置が適用されたことに起因するものである場合には、本連邦法が発効する日をもってこれを停止する。

5. ロシア連邦行政違法行為法典第15.25条第1項、第4項、第4項の1、第4項の3および第5項が定める行政的違法行為の実行に対して行政罰を科することに関する、裁判官、機関および公務員の未履行の決定は、通貨に関する法の要求事項であって、ロシア連邦行政違法行為法典第15.25条第1項、第4項、第4項の1、第4項の3および第5項がその不履行に対する行政法上の責任を定めているものが、2022年2月23日以降の期間においては履行されておらず、かつ通貨に関する法における当該の要求事項の不履行が、ロシア連邦に対して非友好的な行為をなす外国国家（地域）、国家の連合および（もしくは）同盟、ならびに（または）外国国家または国家の連合および（もしくは）同盟の国家（国家間）機関の側からロシア連邦の市民またはロシア法人に対して制限的な措置が適用されたことに起因するものである場合には、本連邦法が発効する日以降これを履行しなくてもよい。

ロシア連邦大統領 V.プーチン

モスクワ、クレムリン

2022年7月13日

第235-FZ号